

広告掲出仕様書

(施設利用広告媒体資料)

広告を掲出する広告代理店を募集します。

◆施設利用について

名称	城南区役所広告付きデジタルサイネージ型庁舎案内板への広告掲出
所在地	城南区役所 福岡市鳥飼6丁目1番1号 ※地下鉄七隈線『別府駅』から徒歩3分
建物面積	総延床面積 7,800.07 m ²
掲出内容	城南区全図による案内地図、区役所の庁舎案内図及び広告の電照式パネル表示。 福岡市の市政情報及び広告を放映するモニター設置
設置場所	城南区役所南玄関風除室内 (設置予定場所については、別紙のとおり)
掲出期間	令和8年12月1日～令和13年11月30日 (5年間)
区役所利用者数	令和7年度 84,720件 (1日の件数 約350件) ※来庁者の実数が把握できないため、市民課の届出・証明発行件数を計上。
セールスポイント	城南区役所は多数の市民が利用する施設であり、案内板を玄関口付近に設置することにより、高い広告効果が期待できます。
担当部署	城南区総務部総務課

◆広告の規格について

案内板のサイズ	全体サイズは概ねH2,100mm×W3,500mm×D150mmとする。 表示サイズは概ねH1,200mm×W3,400mmとする。
案内板の仕様等	①「ユニバーサル都市・福岡」を推進するため、関連する各種法令・基準に適合するユニバーサルデザイン仕様として下さい。また、省エネルギー対策が施された機器を使用し、可能な限り消費電力量の削減を行って下さい。 ②視認性に優れた大画面モニターを設置し、広告等を放映して下さい。 ③状況に応じて手動による電源の入切、調光及び音量調整(無音を含む)ができるようにして下さい。音量・照度については、区職員も調整できるようにして下さい。 ※初期設定については設置の際に区職員立会いのもとで行います。 ④電源の入切はタイマーその他の機器により、自動制御できるものとし、区役所の開庁時間のみ稼働させるものとします。 ⑤来庁者が取りやすい位置にA4サイズ対応のパンフレットホルダーを10か所程度設置して下さい。パンフレットホルダーは行政情報専用とします。 ⑥案内板裏面は、ポスターボード仕様(マグネット対応)とします。 ⑦案内板設備の制作・設置・運用・維持管理・撤去等に要する一切の費用及び、原状回復に要する費用は、広告代理店の負担とします。 ⑧案内板本体は庁舎施設に負担の少ない方法で確実に固定し、地震等の際の転倒に対する防止策を必ず講じて下さい。なお、万一事故等が発生した場合は、広告代理店の責任において確実に対応して下さい。 ⑨掲出期間内であっても庁舎移転やレイアウトの変更等によりやむを得ず本広告掲出事業を中止することがあります。 ⑩出生・死亡・婚姻・離婚に関わる業種については、事前に協議して下さい。 (例: 墓地の案内、結婚紹介所、弁護士の離婚相談など) ⑪停電・通信回路の事故、コンピュータウィルス感染等のトラブルによる不具合に備えた対策を施すとともに、不具合発生時等緊急時には、即対応し、原則として当日中に復旧させるようにして下さい。

掲出内容	掲出内容は以下のとおりとして下さい。 また、以下に記載されていない仕様等の詳細については、広告代理店決定後、市との協議により決定するものとします。 ①表示内容は区役所庁舎案内、城南区全図、リアルタイム情報(ニュース等)及び広告とします。 ②地図面は国土地理院の地図をベースに実態に即して見やすく作成し、視覚障がい者に配慮したバリアフリー仕様として下さい。 ③地図面には索引として、学校、公民館等主要な公共施設、避難所の名所・住所・電話番号等の行政情報をカテゴリー別に日本語及び英語併記にて見やすく表示させて下さい。 ④毎年度1回は表示情報を最新の情報に更新することとし、必要な修正を加えて下さい。 ⑤区役所庁舎案内に表示させる言語は日本語、英語、中国語、韓国語の4か国語表示に対応させて下さい。 ⑥広告内容等に関する一切の責任及び負担は広告代理店が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負いません。また、広告代理店の社名・電話番号を明示し、各種問い合わせ等にも対応することとします。 ⑦リアルタイム情報については、インターネット通信により常に最新の情報を放映し、インターネット通信に係る経費は、広告代理店負担とします。 ⑧広告は地図面及びモニターにて掲載可能とします。 ⑨広告掲出にあたっては、福岡市広告事業実施要綱及び同要領を遵守し、広告掲出前に区担当課による事前審査を受けて下さい。 ⑩広告枠内に、広告である旨をわかりやすく表記してください。 ⑪広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権の全てについて合理的な権利処理が完了していることを保証することとします。
-------------	---

◆申し込みについて

申込対象	広告代理店
申込方法	・広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・福岡市競争入札参加有資格者(以下、「福岡市登録業者」という。)は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。 ただし、今年度中に福岡市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済の場合、添付書類の再提出は不要です。 ※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前3か月以内に発行された原本)も併せて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。 ※電子メールでの提出はできません。
広告料金	最低予定価格:年額480,000円(税込) 支払予定時期 第1期:5月頃 第2期:8月頃 第3期:11月頃 第4期:2月頃 ※令和8年度及び令和13年度については、月割りで算出します。 ①希望広告料金は、広告事業者から市に支払う年間金額(税込み)で制作費などは含みません。ただし、行政財産目的外使用料、案内板の稼働に係る電気料金は含むものとします。 ②広告掲出がない場合も広告料金は支払うものとします。 ③令和8年度及び令和13年度は月割りで算出します。
申込締切日	ア 直接持参の場合:令和8年8月31日(月)15時 イ 郵送の場合:令和8年8月28日(金)<必着>
選定基準	①原則、最も高い広告料金を提示した広告代理店を選定します。 ②複数の代理店が最も高い広告掲載料を提示した場合には、その代理店の中から、くじにより選定します。くじを行なう日時については、改めて通します。
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当:大熊 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 TEL 092-711-4579/FAX 092-711-4833 E-mail zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp
施設に関する問い合わせ先	城南区総務部総務課 担当:小池 〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6-1-1 TEL 092-833-4003/FAX 092-822-2142 E-mail somu.JWO@city.fukuoka.lg.jp